

1. 生徒の出欠席に関する規程

- 1 生徒が病気又はやむを得ない事由により欠席するときは、欠席届を学校長に提出しなければならない。病気が一週間以上にわたるときは医師の診断書を添付する。
- 2 遅刻・欠課の取り扱いについて
 - (1) あさのSHRに間に合わないものを遅刻とする。
 - (2) 0校時の出席状況の入力は各教科担当がする。
 - (3) 0校時を含めて、始業後20分以上の遅刻は欠課とする。出停・忌引き等は()書きする。
例 10(2)・・・10回欠課のうち2回は出席停止・忌引き等
※ 保健室の利用者も欠課となる。
※ 指導のための呼び出し、学校が認めた大会参加者は出席扱いとする。
 - (4) 早退者は欠課とし、時間数で入力する。行事も同様である。
 - (5) 欠課の週計・累計は欠席による欠課を除いたものとする。
 - (6) LHR時だけ不在の場合も、途中早退の場合もLHR欠課「1」とする。
 - (7) 0校時だけ出席し、1～7校時不在者は1日の欠席とする。
 - (8) 週計・累計・学期累計は、その週・学期(教務の指示)で担任が整理する。
- 3 生徒がやむを得ない事由により欠課又は遅刻した時は速やかに学級担任に届け出る。
- 4 下記のいずれかによる欠席、欠課、遅刻は所定の手続きをとれば出席扱いとする。
 - (1) 学校代表選手として出場する生徒で顧問が事前に職員会議の了承を得たもの。
 - (2) クラブ発表等授業に出られない生徒で顧問が事前に職員会議の了承を得たもの。
 - (3) 訓戒、調査等のために学校内で呼び出しを受けたもの。
 - (4) 留学等の試験・面接又は健康診断を受ける生徒で事前に職員会議の了承を得たもの。
 - (5) 疾病等の事由により保健所から検診を受けるよう指示されたもの。
 - (6) その他、職員会議等で適当と認められたもの。
- 5 下記の各事項のいずれかに該当するものは出席停止とする。
 - (1) 懲戒による停学の場合
 - (2) 学校保健法による臨時休業または出席停止の場合
 - (3) 忌引きの場合(忌引として認められる日数は下記の範囲内とする)
父母・・・7日、祖父母・兄弟姉妹・・・3日、曾祖父母・伯叔父母・・・1日、その他同居の親族・・・1日
ただし、葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。
 - (4) 進学、就職等の試験・面接を受ける場合

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。